

建 経 業 第 21 号
令和 7 年 4 月 14 日

一般社団法人静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく報告等について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により報告等が義務付けられている事業者については、下記のとおり報告書等の提出が必要となります。

貴職におかれましては、本通知の内容について貴傘下の建設業者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、報告等に係る提出又は問合せは、各事業場等の所在地を所管する健康福祉センター（静岡市又は浜松市に所在する事業場等にあつては、各市の廃棄物担当課）宛てに行っていただきますよう申し添えます。

記

- 1 対象となる報告等、報告を要する事業者、報告内容等
別添のとおり

- 2 各健康福祉センター並びに静岡市及び浜松市の担当課連絡先

(1) 各健康福祉センター

賀茂健康福祉センター環境課	0 5 5 8 - 2 4 - 2 0 5 3
東部健康福祉センター廃棄物課	0 5 5 - 9 2 0 - 2 1 0 6
中部健康福祉センター環境課	0 5 4 - 6 4 4 - 9 2 8 8
西部健康福祉センター環境課	0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 4 8

(2) 静岡市及び浜松市

静岡市廃棄物対策課	0 5 4 - 2 2 1 - 1 3 6 3
浜松市産業廃棄物対策課	0 5 3 - 4 5 3 - 6 1 1 0

担 当 建設業班 中山
電話番号 054-221-2507